

指定宿泊施設補助制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市中小企業勤労者福祉共済条例（昭和47年条例第45号）第8条の規定に基づき、同条例第2条第5号に規定する会員（以下「会員」という。）が指定宿泊施設を利用する場合において、その費用の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(補助対象及び額)

第2条 会員が、市長と宿泊利用契約を締結している指定宿泊施設（以下「指定宿泊施設」という。）に宿泊した場合、その宿泊に要する費用の一部を補助する。

2 補助の額は、会員1人1泊につき1,000円とする。ただし、1回の旅行について、3泊を限度とする。

(手続)

第3条 会員は、前条の補助を受けようとするときは、指定宿泊施設に宿泊予約をした後、市長の補助承認を受けなければならない。

(宿泊費用の支払い及び補助の額の請求)

第4条 会員は、「旅行補助又は、指定宿泊補助申請書兼承認書」（以下「承認書」という。）を指定宿泊施設へ提出して宿泊するものとする。この場合において、宿泊に要した費用から第2条第2項の規定による補助額を差し引いた額を当該指定宿泊施設に支払うものとする。

2 指定宿泊施設は、会員が宿泊した後、承認書により市長に補助額を請求するものとする。

(補助の交付)

第5条 市長は、前条第2項の請求があつたときは、指定宿泊施設が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(補助の交付制限及び返還)

第6条 市長は、会員又は指定宿泊施設が、偽りその他不正の手段により補助を受けようとして又は受けたときは、補助をせず又はただちに返還させるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要ある場合は指定宿泊施設の利用補助に関し別に定める。

付則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。